



◇◇生活習慣病管理料について◇◇

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行について

昨今の食の欧米化と高齢化社会により、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）の患者数が増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画書に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、糖尿病、高血圧症、脂質異常症で通院されていた患者様で「特定疾患療養管理料（225点）」を算定していた方は「生活習慣病管理料Ⅱ（333点）」に移行します。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成し、署名（サイン）をいただく必要があります。

当面の間、診療時間が遅れることが予想されます。患者様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、「療養計画書」に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことは、患者様の健康寿命延伸にも繋がりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い致します。

医療法人 協仁会

